

【参考資料】

島根県教育委員協議会会議録
(第1592回島根県教育委員会会議に先立つ協議)

日時 令和2年5月22日

自 13時30分

至 16時30分

場所 教育委員室
隠岐合同庁舎災害対策室
(テレビ会議システムにより2会場を繋いで実施)

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

第2号 令和3年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書採択の基本方針について（教育指導課・特別支援教育課）
_____ 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第10号 令和2年度補正予算（令和2年4月30日専決処分）の概要について（総務課）

第11号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課・学校企画課・保健体育課）

第12号 第12号 令和2年度補正予算（令和2年5月22日専決処分）の概要について（総務課）
_____ 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第3号 令和3年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）
_____ 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第2号 島根県立高等学校通信制課程後期（10月）入学制度の導入について（学校企画課）

第3号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針（案）について（教育指導課）
_____ 以上資料により協議

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員

2 欠席者

なし

3 執行部出席者

石原副教育長	全議題
佐藤教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
福間参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
錦織総務課長	公開議題
森山教育施設課長	公開議題
木原学校企画課長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
小村保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
飯塚総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	2 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件

○新田教育長 教育委員協議会は、第1592回教育委員会会議を書面開催とすることから、事務局からの説明、及び委員間の協議の場として、本教育委員会と、隠岐教育事務所会議室の2つの会場をテレビ会議でつないで実施するものである。具体的な手順としては、前回と同様、事務局からの説明及び委員間協議についてはテレビ会議により行い、各議案に対する議決及び議決結果の通知については書面により行う。第1592回教育委員会会議の議題は、あらかじめお知らせしているとおり、議決事項が2件、協議事項が2件。報告事項が2件である。このうち、議決第3号、協議第2号及び第3号は人事に関する管理運営事項等であり、非公開が適当と思われる。当該議題を非公開とすることについて、あらかじめ書面により、お諮りしているが、回答いただいた書面を取りまとめたところ、全員賛成であったので、これらの議題については、非公開とすることをご報告する。非公開議題については、別途書面等により、御質問、御意見をいただくこととして、本協議会においては、協議は行わないこととするので、御了承をお願いする。また会議室内の密集状態を避けるため、事務局からの出席者を限定して参加させていただいている。

議決第2号 令和3年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について（教育指導課・特別支援教育課）

○多々納教育指導課長 令和3年度使用の県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針についてお願いする。

教科書採択の流れをご確認いただきたい。1の8ページを御覧いただきたい。小・中学校、高等学校及び特別支援学校について、令和3年度主要教科用図書の採択の流れを載せている。本日の会議では、高等学校及び特別支援学校高等部の採択に係る基本方針、採択基準、採択の観点、採択に係る留意事項についてお諮りする。この議決を受けて、各学校が教科用図書の選定を進めていくことになる。高等学校及び特別支援学校高等部は、小中学校とは異なり、毎年各学校の希望を聞いた上で、所管する県教育委員会が採択することとなっている。この結果については、9月の教育委員会会議でご報告させていただく。なお、特別支援学校高等部の採択に係る基本方針等の通知が高等学校より遅くなっているのは、特別支援学校小中学部の日程に合わせて通知を行うためである。

教科書採択の概要を説明する。1の6ページを御覧いただきたい。採択とは、学校で使用する教科書を決定することである。1に公立学校の教科用図書の採択権者について載せている。公立学校における教科書の採択権者は教育委員会となっている。小中学校と異な

り、高等学校と特別支援学校高等部の教科書採択については、法令上の具体的な定めがないので、採択の権限を持つ教育委員会が基本方針を定め、採択事務を行っている。2では、教科書の使用義務について示している。3では、採択事務を行う年度を示している。高等学校及び特別支援学校は毎年採択を行うことができることとなっている。

高等学校の説明をする。1の2ページを御覧いただきたい。1点目の採択の基本方針についてまずお諮りする。(1)の関係法令については、1の7ページでまとめているのでご確認いただきたい。(2)について、採択の権限は教育委員会にあるが、高等学校は多様な教育課程を展開しているので、校長の意見を聞いて、すなわち学校に選択選定を希望する教科書の一覧を提出していただいて、教育委員会の責任において採択をすることとしている。

2点目、採択基準についてお諮りする。教科書の採択は、「高等学校用教科書目録」に登載されている教科用図書のうちから行う。目録は文部科学省の検定に合格した教科書が教科別に一覧になっている。高等学校は多様な科目が設定されているので、教科書が発行されていないものもあるが、その際は、一般図書等から適切な図書を採択することとしている。

3点目、採択の観点についてお諮りする。採択は、各学校の特色や生徒の実態、教育課程に適合した教科書を採択することとしている。

4点目、採択に係る留意事項についてお諮りする。(1)学校の特色や生徒の実態に合った教科書の採択のためには、各学校の教員及び教育委員会事務局の指導主事が、教科書研究の充実に努めなければならないこと。(2)過去に教科書発行者による教科書採択の公正性に疑念を抱かせる行為が相次いだことを受け、教科書採択にあたって、より一層適正かつ公正な採択が確保されるよう、学校への指導を徹底しなければならないこと。以上の2点を留意事項として挙げている。なお、教科書等の著述、編集作業に関わった教員の教科書選定への関わり方については、各校に公正確保の徹底を要請するとともに、該当教員の報告を5月29日締め切りで依頼している。

5点目、採択の手続きについてお諮りする。各高等学校では、教科書会社から届いた教科書見本を参考に、今後、①から⑤の手続きを経て教科書採択を行う。①今回お諮りした採択の基本方針を踏まえ、各学校は教科書見本を参考に、教科書研究を進めていく。なお、平成29年度から教科書選定の公正性を確保するため、各学校において校長を委員長とする教科書選定委員会を設置することとした。各学校は、この教科書選定委員会での審議

を経て、使用教科書を選定し、選定理由を明らかにして、7月8日までに県教育委員会に採択希望を提出することとなる。②教育委員会事務局では、指導主事を中心に調査研究を進め、主として教育課程との適合性等、専門的見地から審査する。③この審査を経て、必要に応じて学校に対し指導助言を行う。その後、校長は選定に変更があれば、教育委員会に採択希望を再報告することとなる。④8月下旬に県教育委員会として採択を行い、9月の教育委員会会議で概要を報告させていただく。⑤各学校の採択結果は9月に各学校に対し通知することとしている。以上、高校部分の説明である。

○佐藤特別支援教育課長 特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針についてご説明をする。

1の6ページをお開きいただきたい。特別支援学校高等部教科用図書の採択の場合、高等学校と違う点がある。1公立学校の教科用図書の採択権者等の※に書いてあるが、生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性から、個々の児童・生徒ごとに教科用図書を採択するところが、まず高等学校と違う点である。

1の4ページを御覧いただきたい。1の採択の基本方針については先ほどの高等学校と同様である。

2の採択基準については、採択は「高等学校用教科書目録」「中学校用教科書目録」「小学校用教科書目録」「特別支援学校用教科書目録」「令和3年度用一般図書一覧」「島根県教育委員会選定一般図書一覧」それぞれに記載されている図書のうちから行う。ただし、必要がある場合には、校長の意見に基づき、教科書目録等に登載されている図書以外の図書を採択することとなっている。これは、教科書目録等の中に、適した教科書がない場合には、他の適切な教科用図書を使用することができるとしており、その場合、県で一つ一つ調査研究を行い、審査することとなっている。

3の採択の観点については、採択は生徒の発達の段階、障がいの状態及び特性という言葉が記してある。教育課程に適合したものであるかどうかを考慮した上で厳正に行うものである。

4の採択に係る留意事項については、高等学校と同様である。

5の採択の手続きについては、②から⑤については、高等学校と同様である。①について、先ほど高等学校では教科書選定委員会を設置する説明があったが、特別支援学校では設けず、各学校で十分な検討の上としている。これは特別支援学校の場合は、生徒個々に応じた教科書を選定するにあたって、各学級で検討し、その次に各教科で検討、そして

各学部で検討、最後に全体で検討とするという幾つもの段階を踏んで十分に検討しているためであり、委員会形式ではないという形にしている。そして図の教科書選定から採択決定通知までの流れについては、高等学校と同様であるが、特別支援学校の場合、※に新入生については合格が決定した2月末に選定を行い、上記と同じ流れで3月に採択することが示してある。これは新入生の場合、10月以降の就学相談会、あるいは教育相談の段階で実態が把握できるため、合格が決定した2月末に選定を行い、同じ流れで3月に採択を行うということである。特別支援学校については以上である。

○池田委員 特別支援学校の教科書の採択についてだが、県立高校の場合は、「校長の意見を聞いたうえで、採択をされる。」となっており、公立学校の高等学校と特別支援学校については「各学校の希望を聞いたうえで」となっている。意見と希望を使い分けている意味があるか。

○佐藤特別支援教育課長 特に違いはない。特別支援学校と高等学校が違うということになっている。

○多々納教育指導課長 用語の不統一というのは疑念を抱かせるので、事務局の方で統一を図りたいと思う。今のところは意見の方で調整を進めていきたいと思っている。現時点では大きな差はないので、こちらの方で審議いただいて、次年度以降のところと同様の点をお諮りする場合は、そろえて出していきたいと思っている。

○新田教育長 現在の議案でいくと、1の2ページの高等学校のところでは、1の(2)で「採択は校長に意見をきいたうえで」となっている。1の4ページの特別支援学校高等部においても、1(2)において、「校長の意見を聞いたうえで」となっている。1の6ページにいくと、これは特別支援学校のくだりだが、1番目の文中において、「各学校の希望を聞いた上で」となっている。ストレートにいくと、本文の方にある「意見」という言葉で、統一するという考えもある。もう一つ、もし違いがあるとすれば、いずれも③採択の手順においての1の3ページ並びに1の5ページにおいては、手続きの中の③において、校長が、再報告するというところの行為が含まれているかどうかというところがぎりぎり言えば、解釈のうえでは違いの原因になろうかと思うが、私の考えとしては、1の6のページ、教科書採択についての、「各学校の希望を聞いたうえで」というところを、基本的には基本方針の基準に合わせて、「各学校の校長の意見を聞いたうえで、県教育委員が採択する」と資料をこの際統一する方が、正確に物事が通じると考える。

ご指摘があった1の6ページ、資料を差し替えさせていただく。修正した点は、教科書

採択についての1番目3行目、高等学校・特別支援学校、校長の意見を聞いた上で、県教育委員会が採択ということで、本文の表現を統一させていただいている。この件については、この後書面議決ということでお願いするが、この差し替え後のもので、議案とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

報告第10号 令和2年度補正予算（令和2年4月30日専決処分）の概要について（総務課）

○錦織総務課長 2の1ページを御覧いただきたい。教育委員会所管分補正予算額の総額は、3億1,200万円余である。

2の内訳であるが、大きく分けて3つある。学校における感染防止・臨時休業等へ対応、これが6項目。社会福祉施設等におけるマスク、消毒液等確保事業及び県民生活への支援で、計8項目掲げてある。

2の2ページを御覧いただきたい。まず大きな項目の【学校における感染防止・臨時休業等への対応】についてである。

ナンバー1、県立学校等のマスク・消毒液等確保事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県立高校及び特別支援学校とその寄宿舎等について、消毒薬やマスクなどの衛生用品を確保するものである。来週25日及び26日には、各学校に向けて、手指消毒用消毒液、ハンドソープ、石鹼液、サージカルマスク、手袋、フェイスシールド、消毒用エタノール、消毒用クロス、自動手指消毒オートディスペンサー等々、まずは一定数量を配置する予定としている。また、特別支援学校の教室や高校、特別支援学校の寄宿舎に飛沫感染を防止するためのパーテーションを設置することとしている。設置場所としては、1つには、特別支援学校のうち、松江養護、出雲養護、石見養護、浜田養護、益田養護、隠岐養護の知的特別支援学校に主にある集団で学習を行っている教室、2つ目には、高等学校の寄宿舎内の静養室、3つ目には、特別支援学校の寄宿舎内の複数名で生活している教室、あるいは食堂などにそれぞれ設置をする予定としてある。

ナンバー2、県立学校寄宿舎の環境整備である。これは同じく感染拡大を防止するため、寄宿舎に換気を行うための網戸やアルミを設置するものである。網戸については、

居室や食堂など、生徒が滞留するスペースを基本として設置する予定だ。アルミ格子については、網等を設置する箇所のうち、防犯上の観点から、食堂を除く1階部分を基本として設置する予定である。早いところでは、6月中には設置を完了するという予定になっている。

ナンバー3、県立高校寄宿舎の長期休業期間における開寮費である。同じく感染拡大を防止するため、帰省を自粛し、滞在している寄宿舎生のために、長期休業期間においても寄宿舎を開寮しているものであり、そのために必要な炊事員あるいは寄宿舎の舎監の人件費を計上するものである。先般のゴールデンウィークには、合わせて14校の寄宿舎が開寮していた。今後開寮が夏休みにわたる場合でも同様の執行を予定している。

ナンバー4、県立高校寄宿舎等への円滑な帰寮・入寮の確保である。これは臨時休業後の学校再開にあたり、帰寮又は入寮する生徒や保護者等が安心して学校生活が始められるよう、寄宿舎以外の宿泊施設において、一定期間の健康観察が可能な体制を確保するものである。この中には、水産練習船「神海丸」による乗船実習を行う水産高校の専攻科生も対象として含まれている。なお、この乗船実習であるが、当初5月16日から実施を予定していたが、県立学校の休業期間の延長に伴って、実習計画を見直し、来月の6月1日から実施する予定である。それに際しての実習開始前に健康観察を14日間行った上で乗船させる予定である。なお、いわゆる寄宿舎以外の宿泊施設における一定期間の健康観察については、本日のところ合わせて11の高校において、男女計110名の生徒が、寄宿舎以外の宿泊施設において健康観察を実施中である。

ナンバー5、特別支援学校スクールバス感染症対策事業についてである。感染拡大を防止するため、特別支援学校におけるスクールバスについて、小型バスを借り上げ、運行台数を増やすことで、乗車する児童生徒等のいわゆる分散化、少人数化を図る。そして、スクールバスの車内における密を防ぐというのが目的である。実際の運用については、児童等の障害の特性を配慮した上で、各学校の判断で運用されるものである。5月25日來週の学校再開に向けて準備をされているところである。

ナンバー6、医療的ケアを必要とする児童等の事業等継続事業である。新型コロナウイルス感染症の影響により登校することができない医療的ケアを必要とする児童等に対して、モバイル端末等を活用し、学習支援を実施するものである。学校に隣接する病院に入院していて、医師や看護師による医療行為が必要な子ども、及び家庭で医療行為を行っており、障害が重度なため教員が訪問して授業を行っている子どもを対象としてお

り、これについては、5月14日から随時実施をしているところである。

ナンバー7、社会福祉施設等におけるマスク・消毒液等確保事業である。幼稚園等については、国公立の幼稚園及び幼稚園型認定こども園において、マスクや消毒液等の衛生用品の確保を支援するものである。県内6市にある全ての幼稚園等から具体的な要望数を集約した上で予算計上している。

ナンバー8、県民生活の支援として、高等学校等就学支援事業である。新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した世帯の高校生等の就学を支援するものであり、①は授業料の減免である。②は奨学のための給付金であり、これは家計の急変により、住民税非課税世帯に相当すると認められる者等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するものであり、年度当初に特に負担の大きい新生児に対する一部の給付を前倒しするものである。2の4、5ページには、補正予算額の概要、総額及び課別の事業別一覧を記載しているので、御覧いただければと思う。

○新田教育長 今年度の補正予算、4月30日に専決処分を知事が措置した予算について、ご説明した。専決予算ということである。年度予算は、通年の予算として、年度が始まる直前の2月議会において、上程議決している。具体には令和2年度の当初予算でいくと、2月18日に初日上程しているので、当時の状況から、令和2年度を見通して当初予算が組まれている。議決が3月17日なので、その間にあのように国の方で大きく方針が出て、臨時休業等の措置が始まったのは、正にこの当初予算を上程して、議決する途中から国が動き出したという整備になろうかと思う。続いての予算は、各定例議会が行われる時に必要であれば、補正予算案として議会に上程して進めているわけであるが、このたび新型コロナウイルス感染症対策は、緊急を要するというので、議会の議決をせずに、知事が緊急を要するというので、必要な予算として計上したものが、先ほど総務課長が4月30日で専決したものとしてご報告した内容である。これについては、来る6月議会において、再度議会に説明して、議会の承認を得るという手続きが事後的に生じているが、予算としては知事が専決したということで、執行ができる状況に既になっているというものである。そういったことがあり、先ほど総務課長からは、実施の状況や、今後の進捗の見通しを合わせて説明した。

なお、コロナウイルス対策そのものの流れについては、この後、次の報告案件で、計画も含めて、今の対応状況を説明させていただくことにしているので、この場では、この専決予算について、審議等をしていただければと思う。

○真田委員 ナンバー1のマスク・消毒液等確保事業について、5月の25日、26日に一定量を配布の予定があると、先ほどご説明があったが、どういう基準で配布されるのか。学校単位なのか、生徒数単位なのか。

○錦織総務課長 基本的にマスクというものは、生徒それぞれに各家庭において確保するものというのが大前提であるが、咳の症状がある必要な生徒の中で持ってきていない方、そういった時に学校の方で配らないといけないという部分についての分を用意したということで計上している。いわゆる全生徒に配るとか、そういう形ではないというのが、マスクについては、例えば、いろいろ消毒液等々については、各学校に必要な数、定数を配布するというような形で計上している。今回の一定数量というのは、全てを確保することはできない状況もあるので、まずある程度確保した上で、東は教育センターで、西は浜田教育センターの方に一括して送って、各学校の方がそれを取りに来ていただくという形で、各学校への配布となっている。

○真田委員 規模の大きさによって、小さな学校、大きな学校、県立学校、違いがあると思う。これ、例えば各学校に一律で配られるのか。ある程度生徒数に応じて、規模によって、やられるのか。今は、マスクは家庭で用意されるのが前提なので、だいたいの数をやられると思うが、教育センターで、配られる時に基準がないと。

○小村保健体育課長 マスクと衛生用品の配備でまず第1弾ということで配布させていただく。まず生徒の数を、基本にさせていただいて、例えば200名未満だと小規模、それから200名から400名のところは中規模、それから400名から500名は中大規模、500名以上は大規模。特別支援学校またそれぞれ小中大というような形で規模を設定させていただいて、それに依拠して、入ってきた数量、そういったところで案分させていただいて、基本的には規模別という形で配布をさせていただく。現状そういった計画にしている。ただ物によっては、どう数量配分するとか、そういったこともあるので一律にという形でないが、基本的な考え方としてはそういった形で配布させていただく。

○真田委員 是非、生徒数に応じて、大きい学校、小さい学校、特別支援学校はまた別だと思ふ。それで配っていただければと思ふ。

○新田教育長 次の報告に関連するので、それぞれまたあれば、ご発言をお願いしたいと思ふ。

報告第11号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課・学校企画課・保健体

育課)

○錦織総務課長 3の1ページを御覧いただきたい。新型コロナウイルス感染症への対応について、1 県立高等学校、特別支援学校と2の社会教育施設等の状況までを私の方から説明させていただく。

3の2ページの(2)これまでの経緯から、ご説明させていただく。前回の教育委員会協議会の中で、これまでの経緯のうち①4月10日からの臨時休業②4月15日から28日までの臨時休業③県立学校一斉の4月20日から5月6日までの臨時休業の3点について、ご説明申し上げたところである。その後の動きとして④5月4日に行われた政府の対策本部会議において、緊急事態措置を実施すべきかについて、5月6日までとしていたものを5月31日まで延長すると決定されたことを受けて、島根県内の県立学校においても同様に延長するとともに、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、教科指導のための分散登校を計画的に実施することとした。その際、松江市内の学校については、県内24例目の松江市内の感染事例について、感染防止や拡大防止のための調査が始まったばかりであるとの理由から、松江市以外の学校のように分散登校は行わないこととしたところである。

前のページにお戻りいただいて、(1)先週5月14日に政府の対策本部会議が開かれて、本県を含む全国39県について、緊急事態措置を実施すべき区域から排除する決定がなされたことを踏まえ、県内全ての県立学校について、休業措置の期間を1週間短縮して、5月25日から学校再開することとした。松江市以外の県立学校については、今週の18日からの1週間は臨時休業継続したうえで、教科指導のための分散登校を実施する期間とし、来週25日からは学校再開したうえで、分散登校に加え、新たに一斉登校を施行することとした。松江市内の県立学校については、他地域と同じく5月25日から学校再開としたうえで、教科指導のための分散登校を同日から実施するとしている。6月1日以降の方針については、他地域の一斉登校の施行状況を踏まえて、5月27日を目途に改めて決定することとしたところである。下の表を御覧になっていただければわかりいいと思っている。

3の2ページをお開きいただきたい。④の寄宿舎生への対応について、先ほどの4月30日専決予算の説明でも触れたが、自宅への帰省や、また自宅で待機している寄宿舎生については、学校再開に向けて寄宿舎またはそれ以外の宿泊施設において14日間の健康観察を行いながら、各学校の教員の指導のもと、学習活動を行わせることとしている。⑤の部活動については、臨時休業期間中は禁止とし、学校再開後の活動の実施にあたっては、記

載している点は何点かある。今回いろいろの留意して実施するよう、各学校に通知しているところである。資料には記載してないが、この間、国から示されたガイドラインや学校再開等に関するQA、あるいは県からは休業期間中の学習の保障の取組、あるいは学校保健関係のQA等々、適宜、適切に通知依頼等を行ってきているところである。現在松江市以外の学校で実施されている分散当校についても、国及び県から示されまたQA等を参考に、それぞれの学校の実情に応じた形で実施されているものと承知している。

3の3ページを御覧いただきたい。2の社会教育施設等の状況である。ここでは教育委員会が所管している社会教育施設等を5月14日からの対応状況をまとめてある。御覧のとおり施設が5つあるが、このうち県立図書館、青少年の家、サンレイク、少年自然の家、八雲立つ風土記の丘の4施設については、①の5月16日以降順次再開する施設の表に掲げてあるとおり、順次再開する。その中でも、それぞれの施設において、再開や再開できる部分、あるいは利用の仕方と分かれている。②引き続き全面休館するという施設は古代出雲歴史博物館が入っている。括弧書きであるが、昨年秋11月からおよそ半年にわたって、休館を続けているという状況になっていることをあわせてご報告する。

○木原学校企画課長 県立学校の学校再開ガイドラインについて、学校企画課の方からまとめてご説明する。資料3の4ページを御覧いただきたい。先ほどご報告したように来週の25日から全ての県立学校に対して臨時休業解除として、学校での教育活動を再開する。再開に当たり留意すべき事項について、5月20日付で学校再開のためのガイドラインをまとめて、県立学校に通知している。この中で、学校の保健管理、学習指導、学校行事、部活動、児童生徒の心のケアなどについて、留意すべきことを整備している。

1の保健管理等についてである。(1)に基本的な感染症対策の実施について示している。毎朝の検温の継続、マスクの着用、校内の消毒など、これからも継続して感染症対策の徹底することを求めている。(2)に授業等の教育活動を行うにあたっての注意事項を挙げている。マスクを着用すること、換気を徹底すること、エアコンを使用する場合の注意、教室での適切な距離の確保などについて示している。(3)に休憩時間において、この時間も換気に気をつけること、こまめな手洗いや、食事の際の注意事項などを挙げている。(4)に体調を崩した生徒への対応として、保護者の迎えを要請する対応、休養させる際の注意事項を示している。

2の学習指導である。(1)に臨時休業中の家庭学習の評価について示している。臨時休業中に取り組んだ課題を授業に準じた成果として学習評価に加味するなど、休業中の

学習を学校での学習に継続していくという考えを示している。(2)に授業の遅れへの対応について示している。4月からの臨時休業により、約1ヶ月あるいは1ヶ月半の期間、通常の授業ができない状態が続いてきている。各学校では、年間指導計画の見直しなど、授業の遅れを取り戻すための対策を計画しているところであるが、夏季休業などの長期休業の短縮も各学校において行うことができるということを示している。ただし夏季休業では、土曜、日曜、祝日を含み10日程度、冬季休業では7日以上の日曜日を確保するように求めている。なお、最後のところで日曜日及び土曜日の扱いについて示している。現在のところ、これまでの授業の遅れは、先ほど述べた長期休業の短縮や、1日の授業時間数の調整で対応可能な範囲であると考えられることから、現時点では日曜日や土曜日は休業日として授業日として取り扱わないということにしている。(3)実技指導や実施を伴う教科の指導についてである。実技指導を伴う授業については、衛生管理等をより一層徹底し、3つの密を回避する必要がある。共有する教材や教具などの消毒を徹底すること。更衣室を利用する際の注意。音楽科、家庭科での感染症対策を徹底した指導、水産科の乗船実習での留意事項など、具体的に取組を示している。(4)体育の授業についての実技についてである。体育の実技においては、身体への過度な負担を避けることや、マスクの着用の推奨と熱中症対策、密集や身体接触などの運動を避けること、こまめな換気や更衣室の利用方法の工夫について求めている。

3の学校行事の実施についてである。(1)全校集会等の実施について、(2)遠足や修学旅行などの行事について、それぞれ注意事項を示している。特に(2)の海外への旅行実施については、改めて教育委員会と協議するよう求めているところである。

4の部活動については、後程、保健体育課長から説明する。

5の生徒の心のケアについてである。これまでも臨時休業中の登校日の際に、個別の面談等で、担任などを通じて、生徒の心身の状況等の把握に努めてもらっているが、今後本格的な学校生活を再開することによって、ストレスや不安を抱える生徒が増えることが懸念される。引き続きスクールカウンセラーとも連携して、心のケアに配慮することを求めている。また感染症に対する差別や偏見に対する指導や感染に対する正しい理解の指導など、適切に対応を求めているところである。

6の寄宿舎における対応についてである。県内では多くの県外からの生徒を受け入れるということもあり、寄宿舎における対応については、4月8日にすでにQ&Aを通知して、具体的な場面での対応の仕方について周知をしている。あわせて、県外出身の寄宿舎

については、学校再開に向けて、14日間の健康観察の期間を設けて確認をしているところである。

7の生徒の出欠の取扱いについてである。生徒の出欠の取扱いについては、保護者との連携をしっかりと取りながら、生徒の状況を確認して、必要に応じて出席停止の扱いとするなどの対応を引き続いていくということを示している。3の9ページについては、部活動の内容であるので、この後の説明にさせていただく。3の10ページからが、特別支援学校のガイドラインである。基本的に特別支援学校のガイドラインも高等学校の内容と同様であるが、特別支援学校独自の内容がいくつかある。3の11ページの(2)にはマスクの着用が示してあるが、特別支援学校では、児童生徒の障がい等の実態があるので、児童生徒はマスクを必要に応じて着用する。ただし教職員については常にマスクを着用するよう示している。(3)の医療的ケアが日常的に必要であるとか、基礎疾患のある児童生徒等への対応については、主治医や学校への相談をしながら対応するように求めているところである。3の13ページの(4)(5)が特別支援学校の特色のある取組であるが、(4)の作業学習において、調理や販売実習などで注意をすべきこと、(5)の自立活動の実施について注意を示しているところである。3の15ページであるが、6月の学校給食、特別支援学校で行われている学校給食についても、配食にあたっての注意事項や会食の際の注意などについて示している。

○小村保健体育課長 部活動の関係についてご説明させていただく。3の2ページの⑤に当面の部活動の実施の考え方を掲載している。

1つ目、臨時休業期間中は、登校日も含めて当分の間部活動を全面禁止にしていた。
2つ目、学校再開日以降、5月25日以降については、段階的に学校教育活動をする期間であるということを十分に考慮していただいて、活動場所の換気をこまめに行う。身体接触を避ける。部室の利用と、そういったところで3つの密を避けるといったような工夫をしていただいた上で、実施をしていただくということにしている。詳細をご説明させていただく。3の9ページを御覧いただきたい。全体的な概要だが、やはり学校再開後直後ということもあるので、生徒の学習の遅れを取り戻すことや、感染症対策を継続した上で生徒の学習環境などを整えるということが重要であると思う。それから段階的に学校教育活動を再開するという期間である、そういったことを踏まえて、当面の間、1にあるような形で留意事項を示している。簡単にご説明すると、1の(1)だが、まず部活の参加にあたっては、生徒又は保護者の皆さんの意思を尊重していただきたいということ。それから健

康観察を徹底していただく。また、体調の悪い生徒は、参加を見合わせていただくということにしている。(2)は、換気をこまめに行っていただく。(3)は、消毒に関して、特に複数人が使用する機器については定期的に消毒していただくということにしている。

(4)できる限り、マスクの着用推奨をしていただくということ。ただ今後、熱中症や、また激しい動きを発するような運動に関しては、この限りではない。できるだけまず着用を推奨するが、運動競技等考慮して、適宜対応する。活動時間は、当面1時間程度とする。登校日外については、原則として行わない。(6)から(8)は、基本的に身体接触のある練習等については、避けていただくということ。(9)は、大きなかけ声や、対面での発声は飛沫感染ということもあるので、そういったことは避けていただくということ。

(10)は、学校によっては活動場所を共有しているというところもあると思う。そういった場合には時間をずらすなどの工夫をしていただきたい。(11)は、部室の方での利用についても、短時間での利用や、大勢が使用しないということを工夫していただきたい。

(12)は基本的にはまずは学校内での活動、校地内での活動ということを原則とさせていただきたいと思っている。(13)は、休業が長期間に及んだこともあるので、特に運動不足になっている生徒も非常に多いのではないかと思う。そういった観点から、十分な準備運動を行っていただいて、あまり過度な負担のかかる活動を避けていただきたいということ。(14)その他、文部科学省が示す、Q&Aも参考にして適切に実施していただきたいということである。

2の学校外における活動の関係である。現在のところ、合同練習、合宿、それから公式試合、対外試合は、参加を見合わせていただいている。これも引き続いて、当面の間は自粛をしていただくということにしている。今後、感染拡大の動向、そういったところも、踏まえて、検討を重ねていきたいと考えている。

3の16ページも、同じ注意事項が掲載されているが、これは全く同様のものであり、特別支援学校も同様な形で行っていただくということにしている。

3の17ページに関しては、新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校の教育活動再開にあたってのチェックリストということで各県立学校長の方に発出させていただいている。

3の18、19ページを御覧いただきたい。今回県立学校が再開されることに伴って、学校において感染症対策や、消毒、部活動実施と、適切に行っていただきたいということである。そういったことを行っていただくうえでの各学校において、事前に確認をすべき項

目をリスト化したものである。内容については、先ほどのガイドラインで作った形で、チェックリストを送付させていただいている。内容を説明すると、学校再開ガイドラインにあったようなことを、ポイントを絞って掲載している。学校の校長先生、いわゆる管理職のもとで、担任の先生や、それから部活動の顧問、養護教諭の先生で、一つ一つの項目を確認していただいて、学校全体で生徒の受け入れの準備が整っているかどうか、そういったところを、確認していただき、そして学校の中で共通理解を深めていただきたいということで作成をしている。これを活用いただいて、学校再開時において、学校の中で大きな混乱が生じないように適切に対応いただきたいと思う。一つ一つの項目に関しては先ほどのガイドラインの中のものであるので、割愛をさせていただく。なお、このチェックリストについては、今回の再開にあたって、前は3月27日の始業を迎える際、その際にも、同様のものを送付しているが、意見上の知見に合わせた形で更新をしたものである。

○新田教育長 現在の新型コロナウイルス感染症への対応についてご説明した。私の方から2点ほど補足の説明をさせていただきたいと思う。3の1ページのところで、これまで、そしてこれからのスケジュールを入れさしていただいている。これまで島根県立の学校は、全て5月31日までを臨時休業と計画していたが、このたび、1週間短縮して、臨時休業は5月24日までとし、来週月曜日5月25日から一斉に再開することとした。これは5月14日、政府の専門家会議の状況分析、並びに提言、島根県における緊急事態宣言。これが解除されたという、そういった政府の判断。そして、島根県内における感染状況等を踏まえた上で、一つには大きく、児童生徒が学ぶことができる環境づくりを作っていくために、段階的に学校教育活動を再開することが重要であるという考え方のもとで、変更を行ったものである。具体的には、総務課長が説明したとおり、松江市以外にある県立学校と、松江市内の県立学校の大きく2つのグループに分けてスケジュールを設けているが、いずれのスケジュールにおいても、学校教育活動を段階的に進めていくということ。分散登校から、基本的には始めていくといった再開を考えているところだ。

2点目後半のところ、ガイドラインをご説明させていただいた。5月20日の時点で各県立学校、高等学校、特別支援学校に通知をしたところである。先ほど申したように、5月15日、緊急事態宣言対象区域から、島根県は外れたが、そのことをもって感染のリスクがなくなったという誤解があってはならないと思っている。そういった意味では、基本的な感染防止策は引き続き徹底して行わなければいけないという認識のもとで、ガイドラインを設定したものである。これから学校が再開する際には、感染症のリスクと向き合っ

て最大限の対策を講じること、それと同時に子どもたちの学び、これを保証すること、あるいはその環境づくりに万全を尽くすことの両立を図っていく、そういった位置付けの中での再開と考えている。これまで当たり前であったことを見直していく。これからの学びの環境づくりというものを新たに作っていく。そういう習慣を作っていくということが、このガイドラインに掲げた内容であろうと考えている。こういった視点で取り組むべき内容は、学習指導は元よりであるが、生活指導あるいは、安全指導、部活動や寄宿舎での生活、さらには心のケア、あるいは感染症に関する偏見や差別を生まない、そのような非常に幅広い分野での取組にわたると我々も認識している。そういったところでガイドラインを取りまとめ、これからの学校生活の新しい習慣になっている。そういったものを目指して、各学校と一緒に取り組んでいくということで、20日の時点で通知したものである。

○真田委員 県民の皆さん、児童生徒、保護者の皆さん、一番やはり気にかけているのは、やはり学習の遅れをどういうふうに取り戻すかということが非常にご心配な点だと思う。先ほど説明があったが、1ヶ月半か2ヶ月近く、休校している。授業の遅れをどうカバーするか、何かお考えがあるか。

○多々納教育指導課長 学習の遅れについては、各学校ともに真剣に考えていただいていると承知している。今現在の臨時休業で欠けた日数については、今の段階で計算すると、夏季休業あるいは冬季休業等を授業代替にするということで一応対応できる範囲だと考えている。また授業時数を1限ほど増やすとか、毎日の授業の中で取り組むことで対応するという学校もあろうと思っている。まだ、その範囲内でできることではないかと考えている。

○真田委員 先ほどご説明いただいたガイドラインのところで、3の6ページのところだが、(2)授業の遅れの対応についてのところ、日曜日及び土曜日について、現時点ではこれまでどおり休業日とし、授業日としては取り扱わないと、ガイドライン的にはなっているが、2ヶ月近く休校になると、先ほど説明されたが、学校の実状等に応じて、土曜日を授業日として考えるなど、弾力的な運用ができないのか。学校の実状に応じて、使い分けることができないのか。その点はどのようにお考えか。

○多々納教育指導課長 現在の規則において、学校教育法施行規則の中で、日曜日、土曜日については休業日扱いと定められている。また島根県高等学校規程において、休業日においては振替授業扱いにするということが明記されており、もし土曜日に授業する場合には、他に休業日を設けなければならないという規定がある。そういった関係で授業を現行

の形で行う土曜日を設定することは、規定上できないということになっている。

○真田委員 いろいろこれから学校が再開をされると、行事等々で授業時数の確保というのはなかなか困難であると思う。できれば、土曜日を授業日として振りかえられないものか検討していただきたいと思うが、そのあたりはどうか。

○多々納教育指導課長 各学校の方でもそういった要望もいくつか上がっていると聞いているので、しっかりと検討し、規程の改定等々伴うことであることから慎重に検討しながら進めていきたいと思っている。

○新田教育長 いずれも高等学校規程、それから特別支援学校規程という県の規程によって、現在のところでは振替という対応しかできないということで、授業の遅れ、分散登校等をやった当然に、通常の進度よりも半分になる可能性も出て、そういったことから、学校現場が選択肢として重度の高いところから、カリキュラムを組み直すという点では、非常に重要な視点だろうと思う。先ほど指導課長が答弁したように、規程改正が伴う内容におそらくなると思う。早急に検討させていただきたいと思う。

○真田委員 是非、検討をお願いします。

○林委員 あってはならないが、第2波や、新たな感染症が出て、また、臨時休業が余儀なくされた場合、これ以上の学習の遅れを出さないためにも、ICTを活用した授業というのも、これから重要度が増していく。今回のガイドラインの中で、3の4ページの「新しい学びの環境づくり」、3の10ページの特別支援学校の方にも、「新しい環境づくり」というのがあるがやはりその中に、これまでも段階的に環境整備に努めておられるが、ギガスクールの早期実現に向けて、今までより優先度を、高める必要があると考えるが、そのへんについては何かあるか。

○多々納教育指導課長 ICTを活用した教育については、国の方も積極的に進めるように通知もあるし、県の方でもしっかりと検討していかないといけない事柄と認識している。なお、各学校の方では、もう今の環境の中でできうる限りのICTを活用した教育活動を行っておられる。一部の学校ではオンライン授業に試行的にチャレンジをなさっている学校もある。そういったところをしっかりと参考にしながら、できる限りの環境整備を進めていきたいと考えている。

○真田委員 特別支援学校の方は特に児童・生徒との濃厚接触があると思うが、そのへんのところのガイドラインが一般的に書けないかもしれないが、注意についてなにか。指摘されるところがあれば教えていただきたい。

○佐藤特別支援教育課長 真田委員のご指摘ごもっともである。特別支援学校の方のガイドラインにおいて、3の11(3) 特に医療的ケアが必要な子ども達というのは非常に重症化するリスクが高いということがあり、より慎重に子ども達に対応していく必要がある。これは子ども達同士の問題もあり、教師と子どもといったような場面もあるかと思うので、このへんも十分に特に慎重に感染症予防を務めるということに徹底していきたいと思っている。また先ほども少し説明をしたが、特別支援学校の特定の子どもについては、マスクの着用が非常に難しいということもある。また、3の13ページの(5)にあるが、特別支援学校は、自立活動といって、いわゆる運動機能の向上や、あるいはマッサージ、そういった緊張をほぐすような活動がある。また障がいの重い子どもさんには介助等、どの必要性もあるということで身体接触もやむを得ないような場面がある。今後、身体接触をする際には、3密以外という形、いわゆる密接というところが非常に難しいところではあるが、消毒あるいは手洗い等をよりこまめにして対応していきたいと思っている。

○池田委員 1つ目は3の3ページ、社会教育施設の県立図書館や、県民会館の状況はどのようなになっているか。

県立立学校の場合、密接を避けるために、20人規模の40人学級だったら、二つに分けるという話を聞いたが、そうすると、2回授業、別々に授業がというようなことは、ガイドラインにはないのか。

3の6ページの水産科における乗船実習だが、もともと予算のところ、6月1日から実習が始まるということで、後になっているが、この実習中に、もし、感染をなった場合、寄港はどうなるのかと。

部活動だが、総体の地方大会も全て取りやめ、高校野球もない。モチベーションをどうやって子ども達が部活動でもっていきのかということ。当面の間、自粛という、学校外における部活動、当面の間となっているが、これはどの程度なのか。

先ほど予算の中で、飛沫感染防止するために、寄宿舍のパーテーションを設置するという内容があったが、学校の学食とかの対面にならないように、工夫も取り上げられているのか、などどうか。

○錦織総務課長 島根県民会館については、16日以降順次再開する施設の一つとして入っている。5月18日から、全ての施設が再開するという状況である。島根県立美術館について、他県から誘客をする施設という位置付けになるので、引き続き全面休暇をする施設という位置付けになっている。我々でいうと県立古代出雲博物館と同じ位置付けになり、現

在も全面休館の状況である。

○畑山社会教育課長 社会教育施設の状況である。資料3の3に現在の状況をまとめているが、県立図書館については、5月16日からまず第1段目での再開をしており、16、17日は、既に予約があった方への貸し出しのみを先行して行った。この際は、館内の利用ではなく、玄関口の入口で、予約貸し出しのみの対応をした。この2日間で、約百名のご利用があったと聞いている。18日の定休日を挟み、19日からは、館内での閲覧はできないが、中に入っただいて、本を選んでいただき、貸し出しをスタートさせていただいている。今後、利用者の数とか密の状態、そのあたりも見ながら、順次、現在まだ館内での閲覧とか、例えば新聞とか雑誌等の、館内でそこで見ていただくというようなことはできないが、今後の状況をみながら、感染防止策が整ったものから順次、戻していきたいと思っている。青少年の家と少年自然であるが、現在休館中であり、6月1日から日帰りに限って、スタート、再開したいと思っている。従って、宿泊棟や、ケビン、キャンプサイトの方は使用できないという形になる。これも、都道府県を超えた移動の自粛がまだ継続されていたりするので、今後のそういった感染状況とか、施設の方で取っていく感染防止対策をしっかり整えた上で、こちらについても、状況見ながら、改めて検討していきたいと思っている。社会教育施設の再開の状況については以上である。

○多々納教育指導課長 教室の密の関係である。座席の関係であるが、文部科学省の方からあった分散登校等に係る通知に基づいて、分散登校時の留意事項として20人程度の考え方は示していた。今回のガイドライン、あるいはそれに伴う通知においては、一斉登校もイメージしているので、分散登校時の考え方はそのまま継続しつつも、一斉登校に至る間の工夫を各学校で取るようにという形で、ガイドライン上3の5の(2)のチェック項目5点目にあるように、教室においては、生徒の間に十分な座席の距離をとるよう努めることという形で表記させていただいている。学校によっても生徒数が違う。一つの教育に入る人数、あるいは一つの教室の規模も違うので、一律に20人とか、そういうラインは示さずに、各学校において密を避けるような工夫をしていただきたいというような伝え方をさせていただいているところである。

○木原学校企画課長 先ほどの水産実習の件である。ここ1日に、従来の実習計画を変更して、6月の初めから神海丸の実習を始めることにしているが、6月、7月にかけて、日本近海、島根県の近海での実習を予定している。寄港する港は浜田、隠岐のいつも従来利用している港への出入りというところを限っており、若干、九州方面への宿泊を伴う訓練

もするが、寄港することなく、島根の方に帰ってくるというような計画で今、考えているところである。

パーティーの件であるが、総務課長の方からもお話があったように、寄宿舍での感染症対策の静養室への設置というものを考えており、食堂などについては、1度に活用する生徒の人数を少なくするとか、対面での会食にならないようにするであるとか、そういった工夫をしていきながら対応していくということで考えているところである。

○小村保健体育課長 部活動の関係である。インターハイ、甲子園、県総体。そういったところが中止になったということで、生徒のモチベーションがどうかというところ、特に3年生にとっては、最後の大会で非常に残念な思いをしてらっしゃるだろうと思う。現在、スポーツ庁からもインターハイ中心になったことに伴って、大体の大会等を検討いただきたいといったようなご依頼もされているという状況である。現状申し上げますと、県の高体連の方で、競技ごとにどういったことができるのかといったようなことを検討されていると聞いている。高校野球について、県大会をどうするかということについてはまだ最終結論は出ていないというところである。近々、このあたりも議論されると聞いている。おそらく生徒の安全確保という観点から、それぞれ競技によって、例えば身体的接触や、そういったところが非常に激しい競技があるだろう。それから、特に個人競技みたいなものもあるだろうとそういう競技の特性というのは非常にあると思う。いずれにしても選手の健、安全という観点から検討いただいていると考えている。県の今の部活動の実施の方針に関してだが、当面はという形にしている。まずは学校活動を再開した。当初は慣れていただくという期間であろうと思う。その後については、現段階でも検討は重ねていくところであり、今後の感染拡大終息、そのような動向、あるいは国の状況などをみながら、適切に対応していきたいと考えている。

○畑山社会教育課長 文化部の状況について説明を加えさせていただく。文化部のインターハイともいわれている全国高等学校総合文化祭だが、今年は7月31日から高知県で開催される予定であった。これについては、新聞の方でも報道されたが、インターネットを活用した発表動画とか作品画像の配信による開催ということで、実施の方法を変更して開催するということが今調整をされている。まだ詳細の方が決まってないので、順位をつける形にするのか、そうした発表の場とするのかということも含めて今検討しておられるところである。とはいっても、夏までのところを中心に、県内の大会でも中止や延期になったもの、その他ブロックとか、全国の他のコンクールなんかも中止になったところもある。

今、県の高等学校を文化連盟との共催事業、県の方も、例年やっているの、こうしたものの取り扱いについても、こういった形で、生徒さんのこれまでの活動の、成果を発表する場を設けていくのかということについて今後の、感染の状況、対策の状況、あと全国の状況見ながら、学習の遅れを一方を取り戻していくということや、様々なことも調整しながら、そういう場をできるだけつくっていく方向で検討していきたいと思っている。

○浦野委員 生徒の心のケアについて、こちらのガイドラインにも示されている。やはり、長い休校の時期を経ての学校再開、子どもは休校になった時は、早く始まらないかと言っていたが、だんだんその言葉も出なくなり、今度始まるとなった時に、不安の方がだんだん出てきて、毎日学校に行くってどんな感じだったろうかという会話を子どもどうしでしたり、家族とも話したりするようになっていった。いざ今週から、出雲地区の高校に通っているが、分散登校が始まって、帰ってきたら、学校って、こんなに疲れるところだったかとかぼしている。楽しいはずのところは疲れたとなるということは、やはり、子どもは、久しぶりということももちろんあるし、学校生活が今までと違うので、手に触れるものとか、友達も会話とか全てのことに、ストレスを感じているのではないかと思う。もちろん先生方も、きめ細かな健康観察や面談などしてくださったり、プロの教育者であるので、心のケアにまで配慮してくださると思うが、学習の遅れも気になると思うが、学習の遅れというのは、子ども達のせいではないので、そのところは、工面していただいて、ただでさえ遅れているのにと、こんなことでどうするのかとせかしたり、あおったりするような言動も、そういうような方向になっていかないと限らないので、この状況下で子ども達も進もうとしているので、寄り添ったような形で、先生達もやっていっていただいたら、保護者としても嬉しいと思う。2ヶ月近くの遅れというのは、なかなかすぐには、とりもどせるものではない。長い目でみてあげてもいいかと思う。先生たちにとっては、一年というのは、繰り返されることなので、だいたいこの時期には、こういうことができてというのが、わかっていらっしゃるが、子どもにとっては、初めてのことで、高も1初めて、高2も初めて、高3も初めてなので、子ども達の心をくみ取って、寄り添うような教育を、片隅において、やっていただけたらと思う。よろしくお願いします。

○多々納教育指導課長 浦野委員からいただいたご指摘、ご意見は、痛切に胸に響くものがあつた。おそらく各学校の教員も生徒がいない喪失感というか、いたたまれない状況で、生徒たちとこれからどうやって向き合っていこうか、どうやって学習の遅れを取り戻していこうかということに真剣に考えながら、今準備を進めていたり、あるいは分散登校

に取り組んでいるところだと思っている。幸い文科省の方も、弾力的な扱いということを中心に強く打ち出していただいている。これまで35時間しなくてはいけないものを35時間きっかりでなくてもいいと明確な数字ではないが、通知いただいているので、そういったところも適宜学校には伝えているところである。おそらく、それぞれの児童生徒もそうだが、教員も初めての体験をしている。どうしていいかわからないというのが正直なところではないかと思っている。一方、教えたいという気持ちも強くある。時には、焦ったりすることもあるかもしれないが、おそらく、私たちの同士である教員たちは、そうした生徒たちの心の迷いとか不安とか、そういうものを受けとめる技量のあるものたちがそろっていると信じているので、県教育委員会しても、各学校と十分相談もしながら、子ども達とともに新しい学校の学びのあり方とは一体どうあるべきなのかということと一緒に検討していきたいと思っている。心のケアは、十分にしていきたいと思っているところである。

○浦野委員 よろしく願います

報告第12号 令和2年度補正予算（令和2年5月22日専決処分）の概要について（総務課）

○錦織総務課長 補正予算の5月22日専決処分の概要について、7の1に一覧表になっている。教育委員会分の今回の専決の補正予算額の総額は、1億2,500万円余、事業費のところで見ただけだと思う。内容については、7の2を御覧いただきたい。大きく1点。県立学校において遠隔授業等の環境整備である。先ほど林委員からもご指摘をいただいたが、今回、正に速やかに事業を行うべきという位置付け、いわゆる専決処分ということで、この事業環境整備というところが予算化されたものである。これはいわゆる新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等に備え、今後もそういったことが想定されるということで、学習の遅れ等がまた今後生じないように、ICTを用いた遠隔授業等を実施するための環境整備するため、そういう目的で行うものである。以下、別になっているので、ご説明する。①高等学校ここについては、今の生徒が既にそれぞれ保有所有しているパソコンや、タブレット、スマートフォン、それぞれの端末を最大限に活用して、それで双方向でのやりとりをしたり、問題演習するなどの遠隔授業を実践するための各種環境の整備を行うものであり、例えば現在パソコンやスマートフォン等の端末を持っていない家庭に

対して端末を貸与する。あとは通信環境がない家庭や寄宿舍でも端末の利用のためのWi-Fi機器の対応、また学校からの動画配信をするためのWEBカメラの整備、あとはやはり通信回線をしっかり増強しなければいけないということでの通信回線等を整備するというもの等がある。②番 特別支援学校についてであるが、音声読み上げソフトなど障がいの特性に応じたアプリケーションを活用して、家庭での学習を支援する取組を行いたいと思っている。端末については小学校において、令和5年度末までに整備するとしていた、いわゆる国のギガスクール構想に基づき1人1台端末を前倒して整備するという。高等部においては、各家庭で購入している端末を活用し、まだ保有していない家庭について端末を対応することが内容になっている。③の医療的ケアを必要とする児童生徒についてだが、4月の専決処分の中にも、医療的ケアを必要とする児童生徒へのこういったものがあつた。新型コロナウイルス感染症の影響により、学校に通えていない生徒及び訪問生について、整備するというので4月専決されたが、今回の5月専決については、その他の医療的ケアの必要な生徒に対しても、重度化するリスクを避けるために、今後学校に通えなくなることを想定した上で、通信環境がない家庭に端末等整備をして、テレビ会議システムによる学習支援を行う、そういったものに今回、5月専決ということで、予算をつけていただいたということになっている。

○新田教育長 この点については、先ほど2時から知事が、会見を開いている。その中で公表した案件である。ご指摘いただいたところの対応になろうかと思う。資料は「臨時休業等に備え」という書き方になっているが、臨時休業の際、自宅で子どもたちが授業を受けるとするのが一番典型的な例ではあろうかと思うが、学校が開かれている際の、分散登校になるケースが当然である。そういった場合に、2度にわけてやるのか、一部は学校に出る、一部は自宅だというケースもある。全員出るけども、二クラスに分けてやるという時に、その中でのICT活用というものも出てこようかと思う。それから、結構これから想定しないといけないなと思っているのが、体調が不良、要は、コロナウイルスとよく似た症状で熱があるとか、風邪症状というときに、安心して休んでというのはちょっと表現がおかしいかもしれないが、健康観察をするために休むというような、結構授業が心配になると思う。そういった時に家でも授業が受けられる、あるいは濃厚接触者として自宅待機を命ぜられる。いろいろなケースがある。そういった場合にも、学習の遅れが、個人個人の差によって出ないようにそういったところへのカバーの意味も非常に大きいものと思う。2行目に臨時休業等に備えと書いている等は、そういったいろいろなケースを想定

しないといけないだろうというところである。

○林委員 こうやって予算の方を、挙げていただいてありがたいと思う。整備が整ったから、すぐに遠隔授業ができるかというところがある。生徒は、スマホやタブレットに慣れているが、結局先生方がどれだけ使いこなすかというところが、一番大事なところもあるので、臨時休業に備えということだが、通常の授業で、先生、積極的に活用していただいて。便利なツールとして、使いこなしてもらうために、今後、サポートというか、そうしたオンライン授業に、いかに効率よくできるかという、そうしたコーディネーターを使いこなせるような、検討も必要になってくるのではないかと思う。

○多々納教育指導課長 しっかりと進めていきたいと思う。やはり各学校にはそのスキルを持った先生あるいは、高い意欲のある先生等々が、1人2人は確実におられる。まずそういう先生は有効に活用したいと思っているし、教育センターをキー・ステーションとしながら、教員研修については計画的に進めていきたいと考えている。実際、教育センターの方でも研修計画を早急に立てていただいており、この機器とか環境が整う前のところからもうすでに1回目の研修を打ち出すという予定にはしている。詳細はまた別途お伝えできるタイミングがあらうと思うが、至急、そういう研修は組み立てプログラム化していき、そうした先生が学校において普及、波及と役割を担っていただくことを期待しているところである。何よりも生徒たちよりも先生方が慣れることから始めていかないといけないという課題感も持っており、しっかりと取り組んでいきたいと思っている。

○真田委員 すごく心配するのは、先ほど言われたが、ハードは整うが、動画を配信する、その動画を誰が作るのか、先生方、働き方改革でなかなか時間のないところで、授業をしながらその動画を作っていくかなくてはいけない。それを配信する。本当にできるのか。

もう一つが、Wi-Fi機器を整備と書いてあるが、無線なので、盗聴等の問題が出てくる。それは、僕が現役の時にそれが問題になって、有線でないと駄目だという。今進んでいるからそれはないと思うが校内も、有線はいいが、無線は駄目という話があった。その辺はどうなのか。教育センターとか、ああいうところで使っていただいて、動画を作ったものを配信するとか、それからコーディネーターさんをお願いするとか、ソフトを購入するとかそのところも考えていかないと、実際ハードはそろったが、積んであるだけという感じになるんじゃないかなと思って非常に危惧をする。ソフト面を充実させないといけないと思う。そのところよろしく願いしたい。

○多々納教育指導課長 先ほど申し上げた教員研修の中には、情報セキュリティのとこ

ろも含めて研修はしていこうと計画しているところだ。また動画を作るという場面ももちろんあるが、ライブ配信ができるようになるっていうのも一つのメリットだと思っている。普段教室で授業を生徒と対面型でやっていたところを、前に生徒はいないけれども、授業を先生がやって、それを同時間帯に、各家庭で、受講できるような形っていうことが、一つプラスアルファとして出てくるというのを考えており、それだったら先生の負担というのは、操作面での負担はあるかもしれないが、授業を実施するという意味での負担はないものと考えている。そこも慣れるまでに相当時間はかかるかと思うが、そういったところまでイメージしながらの整備であるというふうにご理解いただければと思っている。

○真田委員 先生方の負担があまりないよというところまで考えていただけたらと思う。

○出雲委員 例えば、専門高校なんかだと、企業の協力というか、そういうのも、あっていいと思う。企業で例えば電気だとかそういう専門分野のそういう企業の、今でも、益田翔陽高校は、外部から講師で行っておられる企業の方がおられるので、例えばそういうのもいいのかなと。ご協力いただくということも一つ考えられたらどうかと思う。

○多々納教育指導課長 非常に参考になるご意見をいただいたと思っている。幸いにも今島根県ではコンソーシアム構想を持っているので、そのコンソーシアムの中で協力いただけるところは、多々出てくるものと思っている。有効に使いたいと思うし、少し話がずれるかもしれないが、そういった企業の方がその企業におられながら教室にライブ配信ができるという環境が整うということも一つのメリットではないかと思っている。参考にさせていただく。

○新田教育長 ご指摘いただいているソフト面、特に指導にどう活かしていくかというところについては、この今回の専決予算とは、別途当初予算において、ICT授業のモデル校を3校を指定して、研究をするということも同時並行でやっていく考えである。そういった成果を横展開していくということで、一人一人が、作りこむみたいな、無駄とってはあれですけど、そういうことがないように、取り組んでいきたいと思う。

○浦野委員 子どもから聞いた話だが、授業の中で先生が、本当は、グループで、ここで話し合いをさせたいところだが、今はやめておこうと言われたと話をされていて、キャッチしたのだが、そういうのも、こういう機器を使うと自分の考えを、ひとりずつの、案外、普段の授業にも利用して、機能して、今、くっついて話し合いはできないけども、活用できたらいいと思う。

○多々納教育指導課長 令和4年度から新学習指導要領になる。もうそれを見越して、島根県教育委員会としても、ギガスクール構想、計画を立てていた。ただこのコロナ禍において、前倒しをしたということであるので、今後1人1台端末に向かって、付き進んでいくと思うが、今は自分が持っているものを有効に使うことを、一つ頭に入れながらの整理になっている。おっしゃったように、密を避けるという意味では、対話がまず一つ密になるので、学校の先生もさせたいのにはできないというところがある。今おっしゃったように、自分たちの持っている端末を使えば、直接の対応ができないけれども、対話的なことができるということは工夫次第でできると思っているので、そういった点も含めて、これから新しい学びのスタイルとは何なのか。そういうことを教員も生徒も一緒になって考えていきたいと思っている。そういった意味での環境整備の一つだとも思っている。

○新田教育長 それでは、ご意見がないようであるので、報告第12号については以上とさせていただきます。

本日ご協議いただいた項目と、非公開とさせていただいた項目については、書面により賛否をご記入いただき、事務局の方にご提示いただければと思う。池田委員におかれては、隠岐教育事務所経由で、ご提出をお願いする。事務局において取りまとめて、賛成多数の場合に議決とさせていただく。議決結果については、文書によりご通知申し上げます。また、議決に至る経緯を議事録として作成する。議事録署名は真田委員をお願いしたいと思う。以上で教育委員協議会を終了する。

新田教育長 非公開宣言

— 非公開 —

議決第3号 令和3年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）

協議第2号 島根県立高等学校通信制課程後期（10月）入学制度の導入について（学校企画課）

協議第3号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針（案）について（教育指導課）

新田教育長 閉会宣言 16時30分